

＜香美市教育委員会定例会会議録＞

(平成30年9月19日)

招集年月日 平成30年9月12日(水)
招集場所 香美市本庁舎 2階 教育委員会会議室
会議の日時 平成30年9月19日(水) 午前9時00分
出席者 時久 恵子 宮地 憲一 西 美紀 竹平 豊久 浜田 正彦
欠席者 なし

説明のための会議出席者

教育次長	野島 恵一
生涯学習振興課長	岡本 博章
教育振興課主監	上村 安和
教育振興課学校教育班	山本 宗
教育振興課学校教育班	平野 エリ
少年育成センター	宗石 美和

職務のための会議出席者

西村 愛由

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前9時00分)

教育長 おはようございます。欠席者はいませんので、ただ今から 9 月の定例会を始めます。本日の署名委員は西委員です。よろしくお願いいたします。
まず、前回の議事録の承認という事で、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。

教育長 承認という事でよろしくお願いいたします。
それから教育長の報告ですが、9 月の異動で生涯学習課の吉本君が、建設課に代わりまして、代わりに物部の分室から野島君が来ています。香北分室から物部分室へ西山君が代わっています
「よってたかって生涯学習フォーラム」は吉本君より生涯学習課スポーツ班の野村君が担当する事となりました。
それでは議事に移りたいと思います。
議案第 1 号からお願いします。

事務局 議案第 1 号「平成 30 年度香美市立片地小学校学校運営協議会員の委嘱について」

(議案説明)

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。
ないようですので承認いたします。
続きまして議案第 2 号をお願いします。

事務局 議案第 2 号「香美市少年育成センター補導部育成補導委員の退任及び委嘱について」

(議案説明)

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。
ないようですので承認いたします。
続きまして議案第 3 号をお願いします。

事務局 議案第 3 号「香美市立香北中学校学校医の退任及び委嘱について」

(議案説明)

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。
ないようですので承認いたします。
続きまして議案第 4 号をお願いします。

事務局 議案第 4 号「香美市立小中学校通学費補助金交付要綱の改正について」

(議案説明)

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。
ないようですので承認いたします。
続きまして議案第 5 号をお願いします。

事務局 議案第 5 号「区域外就学について」

(議案第 5 号は非公開案件審議)

(原案のとおり承認)

教育長 続きまして議案第 6 号をお願いします。

事務局 議案第 6 号「通学区域（校区）外通学について」

(議案第 6 号は非公開案件審議)

(議案第 6 号は保留・再考)

教育長 続きまして議案第 7 号をお願いします。

事務局 議案第 7 号「通学区域（校区）外通学について」

（議案第 7 号は非公開案件審議）

（原案のとおり承認）

教育長 続きますして議案第 8 号をお願いします。

事務局 議案第 8 号「通学区域（校区）外通学について」

（議案第 8 号は非公開案件審議）

（議案第 8 号は否認）

教育長 続きますして議案第 9 号をお願いします。

事務局 議案第 9 号「重要保護児童生徒の認定（新規）について」

（議案説明）

（議案第 9 号は非公開案件審議）

（原案のとおり承認）

教育長 続きますして議案第 10 号をお願いいたします。

事務局 議案第 10 号「教育長の権限に属する事務専決規定

（平成 18 年香美市教育委員会訓令第 2 号）の全部改正について」

（議案説明）

（質疑回答概要）

浜田委員 事務決裁規定を整備することはいいことですが、専決と委任、委任事項はまた別のところで整理するわけですね。

事務局 委任は元々教育委員会に受けている委任を教育長に委任した部分で専決という形で、この文書はできています。それを代決も含めての形でこういう形で直させてもらったという事で、委任の事項は基本的に大きく変わっていません。

浜田委員 市長から今もう来ているはず・・・

事務局 その件に関して議案 11 号でやる事になっていますが。

浜田委員 補助執行ってどういうものですか。権限を持っているものが下の者にやっているのが「専決」ですよ。最終的に市長だったら市長の権限を行なっている人がどんな人が押したとしても結果的に市長の責任、委任は下の課長だったら課長、教育長に市長の権限を委任するから基本的には委任された方の全責任となる。

事務局 次の 11 号の議案をめくってもらいたいですが、これが補助執行の中身です。例えば、議会に議案を提出するというのは、市長部局の仕事です。教育委員会の仕事ではないのですが、他にも予算を調整するとか、予算を議会に提出するとかいうこともないです。ここに書いてある 7, 8, 9 の項目の子ども子育ての関係の事業とか保育所に関する事とか、放課後児童対策ということも市長部局の仕事です。
教育委員会の職務権限ではありません。現在も補助執行という形でやっておりますが、あえて謳っておりませんのでもうすべて謳うという形で教育委員会と市長部局で協議をするという事です。教育委員会で良いですかと了承を得たら市長部局に報告してそれによって市長部局が規則を変更する事となります。
補助執行に関しては、元々市長が権限を持っている仕事で、市長がしなければいけない事、それを職員として教育委員会にいる職員にさせたいという事で、その協議を今回提出しています。

浜田委員 多くは市長部局の仕事なので、こういう事は起こり得ないけれども教育委員会第三者機関的な部分もあるのでだから本来市長の仕事を持っていたのでという形になったという風に理解をしてよろしいですか。

事務局 そうです。ただ市長部局といたらそれなのですが、教育委員会は教育委員会の職務権限というのは、これですよと法律に決められているのです。
それ以外の仕事は教育委員会の仕事ではありません。
さび分けてすべてを網羅しているかと言えば、そこまでいっていないかもしれ

ませんが、現状で考えるだけの所を総務課と協議しながらここへ持ってきています。その中で補助執行も含めて教育委員会も事務決裁について、このような形でやりたいというのが第10号の議案です。

竹平委員 この背景というのはどういうものですか。

事務局 一つは、先程言った通り代決権がほしい、例えば教育長がいない時に支払の書類が滞る事があります。委任事項ですので委任された人しか出来ません。例えば、専決とか委任とかで次に渡しておけば出来るのですが、そういう形になっていない。それから、代決ですが、代決も条文になっていない、という事で、教育長が休暇、あるいは出張でいない時に今日中にお金が必要な時は誰にももらえますという事になる場合、仕方がないので会計課に行って判はないけど…という話になります。

竹平委員 要するに事務処理をもう少し迅速化したいという事ですか。

事務局 そういう事です。

宮地委員 教育委員会の職務権限って地教行法に全部出ているんですね。実際事務執行しているうえにおいて、一つは具体的にいうと子育て支援センターとか、保育所、これはまさに教育委員会の法律に謳われていない、権限外の事ですよ。ところが実際に事務は教育委員会がやっている、いったいどうなっているのかなと予算執行に人事もそうですね、我々教育委員会に権限がないから分からない、でも実際の教育委員会事務局ではこの事についてやっている。非常にもやもやしたものがあつたのです。ただ、今回7、8、9の項目を加えたのでいわゆる事務として権限や責任を持って執行しますよという形を謳いこんでいただいたら分かりやすかったなと思います。

事務局 ただ、教育委員会には補助執行は出来ません。職員には出来るのですが、教育委員会の委員さんとか、教育長それから教育委員会には委任しかできません。補助執行というのは、そこについている職員にしかできません。

宮地委員 これまでこれが謳いこまれていなかったわけですよ。これが法整備をして謳いこまれたという事は前進なわけですよ。教育委員会事務局が市長部局と協議しながら進めていくことが出来るわけです。

よね。全国的な保育所の問題などいつの間にか教育委員会に移ってきて、その根拠がはっきりしてなかったものですから。徐々に整備をしていかななくてはならないと思います。

整備を進めていき、具合が悪かったら変えていったらいいと思います。

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。
ないようですので承認いたします。
続きまして議案第 11 号をお願いします。

事務局 議案第 11 号「香美市長の権限に属する教育事務の補助執行について」

(議案説明)

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。
ないようですので承認いたします。
続きまして議案第 12 号をお願いします。

事務局 議案第 12 号「通学区域（校区）外通学について」

(議案第 1 2 号は非公開案件審議)

(原案のとおり承認)

教育長 続きまして議案第 13 号をお願いします。

事務局 議案第 13 号「通学区域（校区）外通学について」

(議案第 1 3 号は非公開案件審議)

(原案のとおり承認)

教育長 本日の案件はすべて終了しました。

(閉会時刻：午前 10 時 27 分)